



令和4年3月18日発行

なごや消費生活注意喚起情報【第4号】18歳から成人！悪質商法に注意しましょう

[発行：名古屋市消費生活センター]



■2022年4月1日から、18歳・19歳も成人！自分でした契約は自分の責任です。

2022年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられました。成人すると、保護者の承諾なく自分の意思で自由に契約できる反面、自分が交わした契約に対して責任を持つことになります。未成年者取消しができないので、うっかり契約してしまっても簡単に取り消すことはできません。

■悪質業者は「社会経験の乏しさ」に付け込めます！

「大学に入学してすぐに知り合った人と将来のことややりたいことなどを話すうちに信頼関係ができ、20歳の誕生日を迎えた3日後、高額な契約をさせられた。」といった、「社会経験の乏しさ」に付け込んだケースが多数報告されています。悪質業者は社会経験がない未成年のうちから人間関係を作り、成年年齢に達してすぐに契約させ、未成年者取消しされないようにしています。成年年齢が18歳に引き下げられると、社会経験がさらに乏しい18歳・19歳の皆さんがターゲットになると考えられます。

どんなに信頼できる人だと思っても、高額なお金がかかる話になったら要注意！よくわからない話や、迷ったときはいったん断りましょう。



■「困った」「おかしいかな？」と思ったときは

名古屋市消費生活センター Tel:052-222-9671（くろーない）

月～土曜日（祝休日、年末年始を除く）9時から16時15分まで

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

名古屋市消費生活センターウェブサイト「情報ナビ」 <https://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>

Twitter <https://twitter.com/nagoyashishouhi>

2022年4月1日
成年年齢引下げ

18歳から 自分の意思で 自由に契約できる！

クレジットカード ネット通販
脱毛エステ スマートフォン 賃貸住宅

親の承諾は
いらない！

自分の契約は、自分の責任！

18歳になると未成年者取消しはできません

500円で1回だけ試してみよう
とダイエットサプリを頼んだら、
定期購入になっていて3万円も
請求された！

ネットでスニーカーを注文した。
もっと安いサイトを見つけたので
キャンセルしたいが、できないと
言われた！



無料カウンセリングのつもりで
脱毛エステに行ったら、断り切れず
60万円の全身コースを契約して
しまった！

「就活に役立つ」と言われ、
お金を借りて、50万円のセミナー
を契約してしまった！

契約は口約束でも成立する「法的責任をとるなう約束」です
いったん成立すると、簡単にやめることはできません



よくわからない契約はしない！ 迷ったときは、いったん断る！

被害者も加害者も大学生

名古屋市内の大学でトラブル **急増中!**

～友達から怪しい儲け話をもちかけられたら要注意～

高額な「絶対に儲かる投資システム」の情報を購入させるトラブルが急増しています。そんな簡単に儲かる投資システムなど絶対にありません！多額の借金を背負い、楽しいはずの大学生活が台無しになってしまいます。

①友達から投資の話聞き
詳しい話を聞いてみることに



②友達の「先輩」と喫茶店で会い、
儲かる情報の勧誘を受ける



④結局儲からずに困っていると
友達を勧誘するよう言われる



③消費者金融などで嘘をついて借金をし、
「投資用システム」などの情報を購入する



- ★注意 1 簡単に稼げるうまい話は絶対にありません！
- ★注意 2 投資には、必ずリスクがあります！
- ★注意 3 仕組みについて理解できていないのに簡単にお金を渡してはいけません！
- ★注意 4 借金を勧められたら、はっきり断りましょう！
- ★注意 5 契約後の解約や返金は難しい場合が多いため、少しでも不審な点があれば、契約前に学校や消費生活センターに相談しましょう！



名古屋市消費生活センター

☎052-222-9671 消費生活相談

月～土曜日 9時～16時15分(祝休日除く)

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階



全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」

☎188



お近くの消費生活相談窓口につながります